

手続き開始の公示等の概要(参考)

本資料は、本工事の手続き開始の公示に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公示文及び入札説明書等をご覧ください。

工事名		川崎法務総合庁舎（２５）電気設備改修その他工事
工事種別		電気設備工事
工事場所(都県)		神奈川県
工事場所(市区町村)		川崎市 川崎区 宮前町１２－１１
工事概要		敷地面積 2,150m² １．建物 １）庁舎 構 造：鉄筋コンクリート造 地上６階 建築面積：約 610m² 延べ面積：約 3,800m² 用 途：庁舎 工事内容：電灯設備、動力設備、受変電設備、発電設備、構内配電線路 改設一式 機械設備工事 改設一式 建築工事 改修一式
担当事務所		横浜営繕事務所
公示日／期限日／開札日		R7.8.1 / R7.8.22 / R7.10.6
工 期		工事の始期から 390 日間 (R8.2.2 (工事着手期限))
入札契約方式／落札方式		公募型指名競争入札／総合評価落札方式（企業実績評価型）（余裕期間制度（任意着手方式））（見積活用方式）
競争参加資格要件の概要	等級(ランク)	電気設備工事 B等級又はA等級
	本店・支店・営業所の所在地	関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
	企業の施工実績等	平成２２年４月１日以降の期間に、関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡しが完了した下記（ア）の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。） なお、同種工事の施工実績は建築物における施工実績に限る。また、建築一式工事における施工実績は認めない。 （ア） 受変電設備（機器、配管配線等の施工を含む。）の更新又は新設工事 ただし、申請できる同種工事の施工実績は２件までとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。施工実績を２件申請した場合、１件の施工実績が確認できれば施工実績として認める。また、軽微なもの（請負代金額が 500 万円未満の工事）は、実績として認めない。 経常建設共同企業体にあつては、構成員のそれぞれが上記（ア）の施工実績を有すること。 なお、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

「川崎法務総合庁舎（２５）電気設備改修その他工事」の概要（参考）

本資料は、本工事の概要をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。本工事の詳細な内容に関しては、設計図書及び現場説明書等をご覧ください。

1. 工事の概要

本工事は、川崎法務総合庁舎（神奈川県川崎市川崎区宮前町 12-11）において受変電設備・発電設備の更新を行う工事です。

（１）主な工事内容

- ・電灯設備：分電盤の撤去・新設、幹線の撤去新設、幹線切替盤の新設を行う。
- ・動力設備：幹線切替盤の新設、既設幹線の接続を行う。
- ・受変電設備：キュービクル・幹線の撤去新設を行う。
- ・発電設備：自家発電機の撤去新設を行う。
- ・構内配電線路：UGS の撤去、UAS の新設、引き込み高圧ケーブルの撤去新設を行う。

（２）施工時期、施工時間、施工手順（想定）

- ・施工条件については、現場説明書を参照してください。
- ・その他の仮設、養生、作業範囲等については、「仮設備等計画図（参考図）」KN-01～03 図を参照してください。

（３）その他留意点

- ・キュービクルの撤去新設に伴い、仮設キュービクルを設置する。
- ・発電機の撤去新設に伴い、仮設発電機を設置する。

2. 実態を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等

（１）実態を踏まえた積算の運用

法定福利費相当額が反映された実態を踏まえた価格設定を行います。

（２）入札時積算数量活用方式の適用

発注者が示す入札時積算数量書を活用して入札に参加できます。

（３）施工条件等の円滑な協議

契約後発生した新たな調査や条件について、監督職員との協議となります。
（請負代金額の変更が必要と判断された内容は設計変更の対象です）

（４）工事関係図書等の効率化

本工事では必要最小限の工事関係図書等とし、その工事関係書類の書式は次よりダウンロードできます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/gijyutu/eizen_gijyutu00000018.html

（５）週休２日促進工事の適用

本工事は受注者が発注者へ月単位の週休２日に取組む旨を協議して取組む受注者希望方式を適用します。

(6) 主任技術者又は監理技術者の扱い

本工事は余裕期間（任意着手方式）を設定しています。

工事の始期を令和8年2月2日（工事着手期限）までの間で任意に設定でき、この期間の主任技術者又は監理技術者の配置は不要です。

(7) 見積活用方式の試行

- ・工事の実勢価格を予定価格へ適切に反映するため、本工事の一部に関して見積書を提出し、その妥当性が確認できた場合には予定価格作成のための参考とします。

3. 写真



図1 キュービクル



図2 発電機

